

公益財団法人黒柳徹子記念財団
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人黒柳徹子記念財団（以下「本財団」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週5日以上出勤する役員をいう。
- （3）非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条

- 1 本財団は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とし、役職ごとに別表第1に定める金額の範囲内で支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。
- 5 常勤役員及び非常勤役員の報酬等の額は、評議員会の決議により定める。

（報酬等の支給方法）

第4条

- 1 常勤役員の報酬等は、毎月末日に支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数により計算した総額を、翌月末日までに支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ現金を振り込むものとする。ただし、本人が申し出た場合は、現金を直接本人に支給することができる。

（費用）

第5条 当財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これ

を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うこととする。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人黒柳徹子記念財団の設立登記のあった日から施行する。

別表第1) 常勤役員の報酬

役 職	月額上限(1人あたり)	年度総額(1人あたり)
理事長	500,000 円	6,000,000 円 (税込)
理事・監事	400,000 円	4,800,000 円 (税込)

別表第2) 非常勤役員の報酬

役 職	会議等への出席(1人あたり)	年度総額(1人あたり)
理事	30,000 円 (税抜)	2,000,000 円 (税抜)
監事	30,000 円 (税抜)	600,000 円 (税抜)

別表第3) 評議員の報酬

役 職	会議等への出席(1人あたり)
評議員	30,000 円 (税抜)